

平成26年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	11	府省庁名 <u>国土交通省</u>
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）	
要望項目名	バラスト水処理装置に係る設備投資の促進のための特例措置の創設	
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） バラスト水処理装置</p> <p>外航船舶にバラスト水処理装置の搭載を促進するため、海洋運輸業に用いられる船舶に搭載されるバラスト水処理装置に係る法人税の特例措置を創設する。</p> <p>・ 特例措置の内容</p>	
関係条文	[]	
減収見込額	<p>[初年度] — （ — ） [平年度] — （ — ）</p> <p>[改正増減収額] — （単位：百万円）</p>	
要望理由	<p>（1）政策目的 船舶のバラスト水を介した水生生物等の移動による生態系の破壊等の環境問題が顕在化したことを受け、国際海事機関において、バラスト水管理条約が採択されている。本条約は平成27年上半年期にも発効する見込みであり、我が国においても本条約を担保するための国内法を整備する予定である。本法律においては、条約発効後、定められたスケジュールに基づいてバラスト水処理装置の搭載を義務付けることとなるが、平成29年以降に搭載工事が集中することが予想され、我が国造船所の想定業務量を超えることが想定されることから、法人税の特例措置を認めることにより、各船舶において搭載義務が発生する以前に、バラスト水処理装置搭載への投資を促進し、早期に船舶のバラスト水を介した生態系の破壊等の防止を図ることを目的とする。</p> <p>（2）施策の必要性 バラスト水を介した生態系の破壊等は、例えば、我が国においても外来生物であるタテジマフジツボがカキの養殖に被害を与えているなど、世界的な問題となっている。バラスト水を介した生態系の破壊等をいち早く防止するため、バラスト水処理装置の搭載に対する税制上の支援を行うことが必要である。</p>	
本要望に対応する縮減案	—	
	ページ	—

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標：2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現 施策目標：4 海洋・沿岸域環境や港湾空間の保全・再生・形成、海洋廃棄物処理、海洋汚染防止を推進するに包含。</p> <p>日本再興戦略（抄） 第Ⅱ．3つのアクションプラン 一、日本産業再興プラン 1. 緊急構造改革プログラム（産業の新陳代謝の促進） 日本経済の3つのゆがみ（「過小投資」、「過剰規制」及び「過当競争」）を根本から是正し、グローバル競争に勝ち抜く筋肉質の日本経済にするため、今後5年間（今年度から2017年度まで）を「緊急構造改革期間」と位置付け、集中的に取り組を進める。 このため、 ー民間投資を拡大し、設備の新陳代謝を図り、イノベーションの源泉を強くする ー過剰規制を改革し、萎縮せずに新事業にチャレンジできる仕組みを創る ー過当競争を解消し、収益力を飛躍的に高め世界で勝ち抜く製造業を復活させることを目指す。 「産業競争力強化法案（仮称）」を本年夏までに方針を固め、速やかに国会に提出し、これを中核に、あらゆる政策資源を集中的に投入するとともに、企業経営者には改革の断行への判断と強い指導力の発揮を求め、民間投資と所得の増大による自律的・持続的な経済成長を実現する。</p> <p>① 民間投資の活性化 経済対策において措置した生産等設備投資促進税制、研究開発税制の拡充、先端設備投資促進のための補助金などの波及効果や立地環境の改善により、今年度2兆円を超える民間設備投資の底上げが見込まれる。さらに、今後3年間で「集中投資促進期間」と位置付け、国内投資を促進するため、税制・予算・金融・規制改革・制度整備といったあらゆる施策を総動員することで、今年度以降も民間投資を喚起し、今後3年間で設備投資を2012年度の約63兆円から10%増加させ、リーマンショック前の民間投資の水準（年間約70兆円（2007年度までの5年間平均））に回復させることを目指す。 ○先端設備の投資促進 ・生産設備の新陳代謝（老朽化した生産設備から生産性・エネルギー効率の高い最先端設備への入替え等）を促進する取組を強力に推進し、これに応じて生産設備の新陳代謝を進める企業への税制を含めた支援策を検討し、必要な措置を講ずる。</p>
	政策の達成目標	<p>バラスト水を介した生態系破壊等をいち早く防止するため、バラスト水処理装置の搭載を促進することを目標とする。</p>
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	<p>法人税： ～平成29年3月31日</p>
	同上の期間中の達成目標	<p>バラスト水を介した生態系破壊等をいち早く防止するため、バラスト水処理装置の搭載を促進することを目標とする。</p>
政策目標の達成状況	<p>—</p>	
有効性	<p>要望の措置の適用見込み</p> <p>—</p>	
	ページ	—

	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	各船舶において搭載義務が発生する前にバラスト水処理装置を搭載させることにより、早期に船舶のバラスト水を介した生態系の破壊等の防止が可能となるとともに、工事の平準化を図ることにより、工事が海外造船所に流れることを防ぎ、国内造船所の受注機会の確保が図られる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	<p>政策目的を実現するために有効な手段であり、必要最小限の措置として妥当性を有する。</p> <p>なお、国の補助金による支援措置は、WTOサービス貿易一般協定（内国民待遇※）に抵触するおそれがあることから、本租税特別措置による支援が妥当である。</p> <p>※ 他の加盟国のサービス提供者に対して、自国の同種のサービス提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を与えなければならない。</p>
	ページ	—

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—